

公益社団法人福山市シルバー人材センター
ポイント表彰制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人福山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）表彰規程第4条に定める、特別表彰の対象として、会員の自主的活動にポイントを付与し表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 この表彰は、センター表彰規程第4条の特別表彰とし、名称を「ポイント表彰」とする。

(ポイント設定)

第3条 会員の活動に応じ、別表のポイント基準表によるポイントを付与する。

(被表彰者の決定)

第4条 年度末現在のポイントを基準に、次の条件にあてはまる会員を被表彰者として決定する。

(1)被表彰者は、最低50ポイント以上の者とする。

(2)ポイント上位より20人(20位)を被表彰者とする。

(3)20人目が同ポイントで複数人の場合、20人目の同ポイントの者全員を被表彰者とする。

(ポイント有効期間)

第5条 ポイントの有効期間は、1年度とし、翌年度にポイントの半分を引き継ぐものとする。ただし、前条の被表彰者は、全ポイントの使用となり0ポイントからのスタートとする。

(端数処理)

第6条 ポイントを引き継ぐ際に生じる、小数点以下の端数は、これを切り上げるものとする。

(表彰の方法)

第7条 ポイント表彰は、定時総会で、被表彰者を対象に記念品を贈呈し表彰する。

(要項の改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会において決定する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年(令和2年)5月15日から施行する。

別表
ポイント基準表

区 分	内 容	ポイント(点)
会議等への出席	定時総会に出席	10
	定時総会で書面による議決権を行使	5
	定時総会で委任状を提出	3
	経験交流旅行に参加	3
	センター主催当の講習会・研修会や地域・職 域班会議にに参加	5
新入会員の獲得 (一人ごとに)	紹介した入会希望者が説明会に参加	5
	上記参加者が入会	20
	新規に入会した会員(入会者本人)	10
普及啓発	新規発注者を紹介し受注が成立	5
	「シルバーの日」の活動に参加	7
	会報「いきいきふくやま」に寄稿	5
	センター主催ボランティア活動に参加	5
互助会活動等	互助会への入会	5
役員(いずれか一つ)	センター役員(理事・監事・班長・副班長)	5
事故	就業中及び途上帰途の傷害事故・賠償事故	-20
特別ポイント	上記のほか、理事長がポイント付与が適当と 認めた場合	3~10